



Ver1.30.0 変更内容

内容

主な変更点	1
令和6年4月分～令和6年7月分の過誤請求について	4

主な変更点

変更点は以下の通りです。

画面名	区分	対象施設	変更内容
単価マスタ	追加	認定こども園、幼稚園、保育所	4歳以上児配置改善加算の項目追加
	変更	認定こども園、保育所	職員配置加算 4歳以上児配置改善加算の対応
	追加	認定こども園、保育所	ローテーション保育士雇用費 R6 年度分の項目追加
	変更	認定こども園、保育所	冷暖房費の単価修正
	変更	認定こども園	保育補助者雇用経費の上限額修正(2人申請時)
	変更	幼稚園	処遇改善加算Ⅱ R5 年度分の上限額修正
	変更	認定こども園、幼稚園、保育所	土曜日に閉所している場合(減算)集計対象の変更
	変更	認定こども園、幼稚園、保育所	定員を恒常的に超過する減算集計対象の変更

4歳以上児配置改善加算の項目追加

初期設定メニュー ⇒ 単価マスタ

○4歳以上児配置改善加算の項目追加 (加算部分① 最下部)

対象施設: 認定こども園、幼稚園、保育所

令和6年度の制度改正に伴い、請求明細ソフトの「施設・事業所情報」内に「4歳以上児配置改善加算」を新設しました。4歳以上児に関わる配置基準が4歳以上児25人につき1人により実施しており、チーム保育加配加算又はチーム保育推進加算を請求していない幼稚園・保育所・認定こども園は、4歳以上児配置改善加算の請求ができるよう改修します。

項目	値	単位
平均勤続年数	10	年
処遇改善加算率(基礎分)	11	%
処遇改善加算率(賃金改善要件分)	有	
3歳児配置改善加算	6%	
休日保育	有	
休園	無	
本園利用延べ数 乳児	0	人
分園利用延べ数 4歳以上児(2号)	0	人
分園利用延べ数 3歳児(2号)	0	人
分園利用延べ数 1・2歳児	0	人
分園利用延べ数 乳児	0	人
4歳以上児配置改善加算	無	



注意点 4歳以上児配置改善加算の項目追加における過誤再請求について

チーム保育加配加算又は、チーム保育推進加算を申請している場合、4歳以上時配置改善加算は申請できません。

○職員配置加算 4歳以上児配置改善加算の対応
 対象施設: 認定こども園(2号)、保育所(2号)

4・5歳児の職員配置加算単価が4歳以上児配置改善加算の有無により変動します。

年齢	児童1人あたりの単価 (定員等に関わらず一律同額)		
	配置加算基礎分	処遇改善等加算Ⅰ※	処遇改善等加算Ⅲ相当
1歳児	40,100円	400円	900円
2歳児	16,000円	160円	300円
4・5歳児【チーム保育推進(加配)加算取得施設】	4,010円	40円	90円
4・5歳児【4歳以上児配置改善加算取得施設】	800円	10円	20円



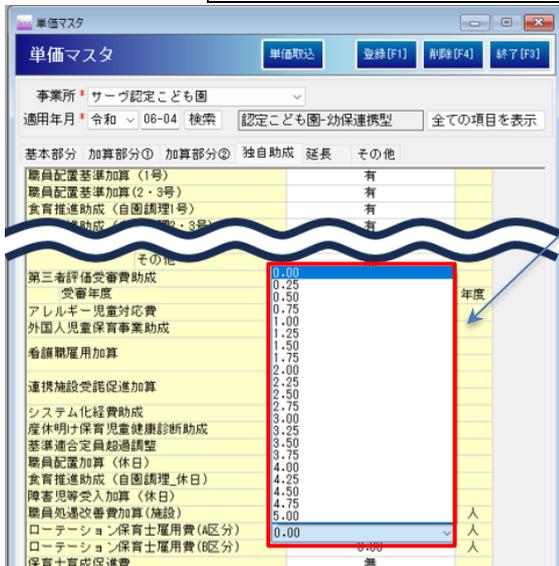
補足 ※処遇改善等加算Ⅰについて

処遇改善等加算Ⅰ分の加算額は、各単価に施設の平均経験年数と
 職員の賃金改善及びキャリアパスの取組状況に応じて決定する加算率(%)×100を乗じて得た額です。

○ローテーション保育士雇用費 R6 年度分の項目追加 (独自助成 下部)
 対象施設: 認定こども園、幼稚園、保育所

ローテーション保育士(保育教諭)雇用費の制度改正に伴い、「ローテーション保育士(保育教諭)雇用費(A区分)」及び「ローテーション保育士(保育教諭)雇用費(B区分)」を新設しました。

	A区分	B区分
40時間以上～80時間未満(0.25人分)	103,300円	67,300円
80時間以上～120時間未満(0.5人分)	206,600円	134,700円
120時間以上～160時間未満(0.75人分)	309,900円	202,000円
160時間以上(1人分)	413,200円	269,300円



利用定員に応じて、A区分+B区分の合計「5」人まで助成対象となります
 ※本園と分園を合わせると、A区分+B区分の合計の最大数値は、10人となります。

利用定員	助成対象人数
利用定員30人以下	2人(320時間)まで
利用定員31人以上60人以下	3人(480時間)まで
利用定員61人以上90人以下	4人(640時間)まで
利用定員91人以上	5人(800時間)まで

冷暖房費の単価修正

メインメニュー ⇒ 給付費作成
メインメニュー ⇒ エラー・過誤選択

○冷暖房費の単価修正

対象施設: 認定こども園、保育所

冷暖房費加算を令和6年度の単価に修正いたしました。

単価項目	旧単価	新単価
冷暖房費(その他地域)	110 円	120 円



注意点 冷暖房費の単価修正における過誤再請求について

横浜市から認定こども園(1号)の「冷暖房費加算」の差額請求方法が共有されています。

差額請求をされている認定こども園につきましては単価マスタ、「その他」タブの「冷暖房費加算」を「有」から「無」に変更していただいた後、4月から全員分の児童明細と施設明細の過誤申請が必要になります。

保育補助者雇用経費の上限額修正(2名申請時)

メインメニュー⇒ 給付費作成
メインメニュー⇒ エラー・過誤選択

○保育補助者雇用経費の上限額修正(2名申請時)

対象施設: 認定こども園

保育補助者雇用経費を令和6年度の上限額に修正いたしました。

単価項目	修正前 2名申請時上限額	修正後 2名申請時上限額
保育補助者雇用経費	384,800 円	389,600 円



注意点 保育補助者雇用経費の上限額修正における過誤再請求について

保育補助者雇用経費を4~7月の間で2名分申請している施設が過誤再請求の対象施設です。

4~7月の間で保育補助者雇用経費を1名のみ申請の場合は過誤再請求の対象外になります。

処遇改善加算Ⅱ R5 年度分上限額修正

メインメニュー⇒ エラー・過誤選択

○処遇改善加算Ⅱ R5 年度分上限額修正

対象施設: 幼稚園

令和6年5月早期フロー以降に令和5年度前半(2023/04/01~2023/09/30)の児童明細を過誤再請求した施設の中で処遇改善等加算Ⅱの上限額(人数Bにあたる金額)が令和5年度人勤後単価(6,440円)に更新されておりました。



補足

5月早期フロー以降に児童明細を過誤再請求した施設のうち、令和6年5月早期フロー以降に令和5年度前半(2023/04/01~2023/09/30)の児童明細を過誤再請求した施設の中で今回の修正に伴い請求金額が変わる施設については令和5年4月~9月までの過誤再請求が必要です。

令和6年4月分～令和6年7月分の過誤請求について

○過誤対象施設について

制度改正を反映した金額を請求するためには、以下の項目について過誤再請求の必要があります。



注意点 各種単価項目の過誤再請求について

バージョンアップ前に過誤申立書を横浜市へ送付済みの施設は、今回の改修内容を反映した請求にするためバージョンアップ後に**令和6年4月分～令和6年7月分の児童明細および施設明細の再集計が必要**です。

単価項目	認定こども園	保育所	幼稚園
4歳以上児配置改善加算の項目追加 ※1	児童明細(4～5歳)	児童明細(4～5歳)	児童明細(4～5歳)
職員配置加算 4歳以上児配置改善加算の対応 ※1	児童明細(4～5歳)	児童明細(4～5歳)	児童明細(4～5歳)
ローテーション保育士雇用費の項目追加	施設明細	施設明細	対象外
冷暖房費の単価修正	児童明細(全員)※2	児童明細(全員)	対象外
保育補助者雇用経費の上限額修正	施設明細※3	対象外	対象外
土曜日に閉所している場合(減算)集計対象の変更	児童明細(全員)	児童明細(全員)	児童明細(全員)
定員を恒常的に超過する減算集計対象の変更	児童明細(全員)	児童明細(全員)	児童明細(全員)



注意点 ※1 4歳以上児配置改善加算の項目追加における過誤再請求について

チーム保育加配加算又は、チーム保育推進加算を申請している場合、**4歳以上時配置改善加算は申請できません。**



注意点 ※2 冷暖房費の単価修正における過誤再請求について

横浜市から認定こども園(1号)の「冷暖房費加算」の差額請求方法が共有されています。

差額請求をされている認定こども園につきましては単価マスタ、「その他」タブの「冷暖房費加算」を「有」から「無」に変更していただいた後、4月から全員分の児童明細と施設明細の過誤申請が必要になります。



注意点 ※3 保育補助者雇用経費の上限額修正における過誤再請求について

保育補助者雇用経費を令和6年4～7月の間で**2名分**申請している施設が**過誤再請求の対象施設**です。

令和6年4～7月の間で保育補助者雇用経費を**1名のみ**申請の場合は**過誤再請求の対象外**になります。

令和6年4月分～令和6年7月分の過誤データを作成(作成したデータの再集計)します。

○児童明細作成方法

1. [適用年月]に和暦の場合[06-04] 西暦の場合[2024-04]と入力し、**Enter** キーを押下します。
2. **再請求** をクリックし、**作成[F1]** をクリックします。



補足

過誤申立書を作成済みの場合は **再請求** はクリックせず、**作成[F1]** をクリックしてください。

3. 「作成します。よろしいですか？」のメッセージを **OK** します。
4. **一括処理** をクリック、[訂正部分] **過誤請求** を選択し **全選択** をクリック、最後に **登録[F1]** をクリックします。
5. 左の一覧より1名園児をクリックし、各種加算項目の金額が改定後の金額に修正されたことをご確認ください。
6. 確認後、**終了[F3]** をクリックします。
7. 続けて5月分を作成する場合は手順1へ戻ります。

○施設明細作成方法

1. [適用年月]に和暦の場合[06-04] 西暦の場合[2024-04]と入力し、**Enter** キーを押下します。
2. **再請求** をクリックし、**作成[F1]** をクリックします。



補足

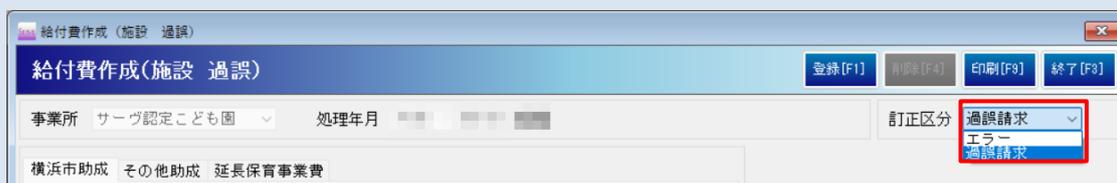
過誤申立書を作成済みの場合は **再請求** はクリックせず、**作成[F1]** をクリックしてください。

3. 「作成します。よろしいですか？」のメッセージを **OK** します。
4. **施設明細** をクリックしたのち、右上に[訂正部分] **過誤請求** を選択します。



補足

右上にある[訂正部分] **過誤請求** を選択してクリックをすることで、請求額の再集計を行えます。



5. 「再集計します。よろしいですか？」のメッセージを **OK** します。
6. 施設明細を確認し、各種加算項目の金額が改定後の金額に修正されたことをご確認ください。
7. 確認後、**登録[F1]** をクリックします。
8. **終了[F3]** をクリックします。
9. 続けて5月分を作成する場合は手順1へ戻ります。

過誤申立書を印刷し、郵送します。



補足

過誤申立書を横浜市へ郵送済みの場合は、下記の【過誤データ送信】にお進みください。

1. [請求年月]を選択します。
2. [過誤申立年月日]を入力します。
3. 過誤申立書記載例をもとにシステム内の「過誤理由・内容等印刷」に過誤内容を記載します。
4. **印刷** をクリックします。プレビューが表示されますので、印刷します。

※**印刷時に 1部施設保管用、1部提出用で印刷することをお勧めいたします。**

(過誤申立書記載例)

支援教育・保育給付費等過誤申立書	
施設・事業所番号	1 4 1 0 0 5 9 9 9 9 9 9 9
施設・事業所名称	横浜きゅうふ保育園
所在地	横浜市中区尾上町1-8 9階
連絡先	電話番号 045-671-●●●
	担当者名 市内施設給付 太郎
過誤理由・内容等	<p>①産休等代替職員雇用費、食育推進助成、アレルギー児童対応費 単価改定に伴う過誤再請求</p> <p>②2月エラーフロー</p>

②処理を希望するフローを記載します。

過誤データ送信

過誤データを送信します

1. [請求年月]に和暦の場合[06-04]～[06-07]西暦の場合[2024-04]～[2024-07]と入力し **Enter** キーを押下します。
2. **請求データ選択** に請求データが表示されますので、送信したい月分を選択 します。
3. **確定** をクリックします。
4. 「送信データを確定します。よろしいですか？」のメッセージを **OK** します
5. **送信確認** の画面が表示されます。請求年月や種別が【施設】になっていることを確認します。
6. 確認後、**送信** をクリックします。
7. 「請求データを送信します。よろしいですか？」のメッセージを **OK** します
8. 「終了しました。」のメッセージが表示されれば完了です。